

「北名古屋市 駅周辺まちづくり 広報ページ」

フェイスブックページ利用方針

都市整備課が運営する「北名古屋市 駅周辺まちづくり 広報ページ」フェイスブックページの利用に関して以下の方針を定める。

- 1 ソーシャルメディアを利用した情報発信を行う目的
 - (1) 市民の意思表示（「いいね!」「コメント」など）による駅周辺まちづくりへの機運の醸成と理解の促進
 - (2) インターネットを使ったタイムリーな駅周辺まちづくりに関する情報の発信
- 2 利用するソーシャルメディアの種類
フェイスブック（フェイスブック株式会社提供）
- 3 市公式アカウント名・フェイスブックページ名称
「北名古屋市 駅周辺まちづくり 広報ページ」
- 4 実施期間
令和元年度から令和 6 年度まで
（事業の進捗により変更する。）
- 5 発信情報の内容
 - (1) 駅周辺まちづくりに関する事業の案内、お知らせ、報告等の情報
 - (2) 駅周辺まちづくりに関する市民、市民活動団体等に関する情報
 - (3) その他、駅周辺まちづくりの広報・宣伝に必要と認められる情報
- 6 運営方法
 - (1) 市公式アカウントは、「北名古屋市 駅周辺まちづくり 広報ページ」フェイスブックページの管理者となって、情報の作成、提供を行う。
 - (2) 情報更新頻度は、事業の進行状況に合わせ、月 2～3 回を目途として適宜行う。
 - (3) フェイスブックページの「コメント」に対する回答は、原則行わない。
 - (4) 運用管理責任者は、都市整備課長とし、運用担当者は、都市整備課職員とする。
 - (5) 運用管理責任者への情報発信の許諾は、ソーシャルメディアの特性である即時性を優先し、特に重要と認めるものを除き、決裁を行わず、書面又は口頭によるものとする。
 - (6) 駅周辺まちづくりに関連する市民、市民活動団体のフェイスブックの情報をシェア（転載）できるものとする。その場合、運用管理者は、情報元となる市民、市民活動団体等にシェア（転載）の許諾を得るものとする。
- 7 利用方法
 - (1) 利用者は閲覧、投稿など自由に利用することができる。

(2) 以下に定める投稿は禁止し、予告なく削除することがある。

- ア 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- イ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ウ 政治、宗教活動を目的とするもの
- エ 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- オ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- カ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- キ 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- ク 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- ケ 本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- コ 有害なプログラム等
- サ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- シ その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8 知的財産権

フェイスブックページに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、北名古屋市または原作者に帰属する。（転載情報を除く。）また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

9 免責事項

- (1) 北名古屋市は、フェイスブックページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- (2) 北名古屋市は、ユーザーが当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 北名古屋市は、ユーザー間もしくはユーザーと第三者間のトラブルにより、ユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 上記の他、北名古屋市は当ページに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 北名古屋市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。